

(続紙 1)

京都大学	博士 (人間・環境学)	氏名	牧野 広樹
論文題目	青年音楽運動の思想圏		
(論文内容の要旨)			
<p>申請者の論文は、20世紀前半のドイツ青年音楽運動を、政治(指導者論)、社会(共同体論)、科学技術(メディア論)、感覚論などのさまざまな観点から考察することで、この運動の多層的な実態と思想的および歴史的射程を明らかにするものである。</p> <p>序論は、近代の物質文明を批判しロマン主義的なものへの回帰を志向するヴァンダーフォーゲル(Wandervogel、渡り鳥)に始まり、1913年の「自由ドイツ青年大会」とその後の隆盛を経て、やがてヒトラー・ユーゲントに統合されるドイツ青年運動のひとつの分派として、民謡(Volkslied)の発掘やその合唱の実践を通して「音楽による共同体」の形成を目指したドイツ青年音楽運動についての概略であり、論文全体の導入となっている。</p> <p>第1部は、(ヒトラー・ユーゲントへの統合という)帰結から振り返った単純で単線的な歴史ではなく、当時の多様な歴史的現在性を重視する立場からドイツ青年音楽運動に対するさまざまな評価を取りあげ考察している。まず第1章では1930年代における評価を取りあげ、運動の代表的な活動家であるフリッツ・イエーデの活動が「マルクス主義的」であるとして批判されていたことを問題にしている。そしてこの批判を概観するとともに、イエーデが青年音楽運動のナチ体制下での活動継続の決定を下す過程をたどり、この批判こそがその決定への契機となっていることを明らかにしている。第2章は、第2次世界大戦後から今日までの青年音楽運動に関する評価を、比較し検討している。それらは、青年音楽運動を結局はナチズムに回収されるいわゆる教養市民による運動、とするアドルノによる批判に代表される否定的評価と、運動の実践体験と直接参加に着目して音楽教育学的に評価する肯定的評価に大別できる。申請者は、これらの評価がいずれも青年音楽運動の一面のみを強調し、青年音楽運動の多彩な側面を単純化していることを明らかにし、その運動の多層性を強調している。</p> <p>第2部第1章は、指導者論の観点から青年音楽運動を考察している。英雄、救済者という象徴によって理解されるカリスマ的「指導者(Führer)」という語に反して、フリッツ・イエーデは、「導かない指導者」ともいえる、指導者と青年が相互的な関係を築くことができるような存在を理想的な指導者像として描いたことを、同じ青年運動の指導者でもあったグスタフ・ヴィネケンとの比較を通して明らかにしている。第2章は、共同体論の観点から青年音楽運動を考察している。青年音楽運動の代表的グループである「楽師ギルド」に参加したフリッツ・イエーデ、ゲオルク・ゲッチュ、ハンス・フライヤーの3人における共同体像が、それぞれ各声部の独立を担保するポリフォニー的共同体、ネットワークで結ばれた民族的共同体、その都度の感情や行為によって構築される実践的共同体として、「ゲマインシャフト(Gemeinschaft)」という一語で捉えきることのできない拮据を持っていることが明らかにされている。第3章は、なぜ青年音楽運動が視覚芸術などの他の媒体ではなく音楽を媒体としたかを、感覚論の観点から考察している。具体的には、聴覚を「原運動(Urbewegung)」を聞き取ることができる唯一の感覚としたヴァルター・ヘンゼルと、聴覚を生命の初</p>			

期段階に発達した器官で、「共振する (mitbewegen)」ことによって共鳴 (共感) し、それによって「共同行為 (Mittun)」を可能にする器官としたハンス・フライヤーの感覚論について概観し、彼らが聴覚にいかなる意味づけを行っていたのかが検討されている。第4章では、技術論の観点から青年音楽運動が考察されている。青年音楽運動研究において従来は扱われてこなかった、ラジオやレコードに関する言説を取りあげ、それらを彼らが当初は直接的な接触と参加を困難にする近代文明の弊害として拒否しながらも、技術改良とともに多様な音楽に繰り返し接することや運動の社会的拡大のために利用し始めたこと、しかしそれがその後の運動の全体主義的国家への接近に繋がったことを検討している。

第3部第1章は、フリッツ・イエーデの共同性に関する思考の変遷を追うことで、それがどのように変化し、全体主義と親和性を持つに至ったのかについて検討している。第2章では、ナチ体制成立後の1934年において、イエーデがどのように青年音楽運動をナチ体制の動きと親和性を持つものとして位置づけようとしたのかについて、イエーデの回顧録をもとに考察している。第3章は、青年音楽運動における「保守主義」と「民主主義」について、カール・シュミットやユルゲン・ハーバーマス、ジャンタル・ムフの「民主主義」に関する議論を補助線としつつ総括的に考察し、「民主主義」がいかに不確実で危うい均衡のうえに成り立つものであるかを明らかにしている。

補論は、ハンス・ブロイアーのベストセラーである『ギター弾きのハンス』を例にして、「民族の歌」と「人々の歌」のアマルガムとしての民謡の理想像と危険性について考察している。

(論文審査の結果の要旨)

20世紀前半のドイツ青年音楽運動に対する評価と研究は、結局はナチズムに回収されるいわゆる教養市民による運動、とするアドルノによる批判によって、大きな影響と方向性を与えられてきた。そういう中で申請者は、今日的な観点だけではなく歴史的位相を重視する見方と方法、すなわち帰結から振り返った単純で単線的な歴史ではなく、当時の多様な歴史的現在性を重視する立場を貫くことによって、青年音楽運動の持つ実に多層的な実態と、その広範な思想的で社会的な射程を明らかにしている。そして、それによって申請者はアドルノ等の批判の一面性を露呈させることに成功しており、そういう意味で本論文は学術的な公平性と中立性を実現した労作と言わねばならない。

そのような労作の基盤となっているのは、当時から今日に至るまで、そして国の内外を問わず世界中から渉猟された、関係者の言説や(公的)記録と、それらを検討して考察した二次文献の量の豊富さである。そもそも日本ではほとんど知られていないドイツ青年音楽運動の代表者であるフリッツ・イエーデの言説を、その原典に基づいて詳細に論じていること自体も申請者の少なからぬ功績であるが、中でもドイツ青年運動文書館に保管されている未出版の文献にも注目する申請者の資料に対する熱意は、特筆に値するものである。それらの未出版文書の分析によって、今までその実態がつまびらかにされていなかった、青年音楽運動のナチ体制への順応の経緯や(ヴォルフガング・シュツンメの回想)、運動が当初拒否していたラジオやレコードといったメディアを利用するに至る過程(ヒルマー・ヘックナーのレコード論)が実証的に明らかにされている。申請者は、それらの資料を入念に注意深く読み込むことによって担保された公平性に基づき、結論を急がず慎重に論を進め、説得力のある論旨の展開を実現している。

さらに、本論文の特色はそのような実証的な公平性にだけあるものではない。申請者はそのような公平性を徹底したものにするために、ドイツ青年音楽運動という研究対象を、実に多層的に考察して論じている。すなわち指導者論、共同体論、(科学技術)メディア論、感覚論などのまさに学際的なさまざまな観点である。しかも申請者は、その際に当時の視点と今日の現代的問題の双方に絶えず目配りしている。当時の聴覚論や、共同体論において援用されている現代のコミュニティ・アートとの関連はきわめて興味深いものであり、本論文の射程の広さの証左となっている。

しかし、論文が多層性と公平性を目指し実現しているのは大いに評価できるが、それに腐心するあまり、それらを踏まえて申請者が結局それらをどう評価し、あるいはどう生かしていこうとするのかが読み取り難いという面は否定できない。たとえば、運動が現在のコミュニティ・アートとの接点を持っているというのなら、当時の青年音楽運動が、ナチズムの勃興と支配という土壌の上ではなく、違った土壌の上なら何らかの肯定的成果をあげられたと申請者は考えるのかどうかといったことを、もう少し論じて欲しかったと思われる。

また申請者の論点が、多層的とはいいながら、現代的問題との関連付けに申請者が腐心するあまり、逆の方向、すなわち歴史的過去と伝統への視座がいささか欠如していることも否定できない。なるほど、ドイツ青年運動は、古代ゲルマン社会への復帰をスローガンに掲げて、申請者も言うようにキリスト教からの脱却を試みているのは事実である。しかし、たとえば申請者が指導者論で言及しているマックス・ウェーバーの言う「カリスマ」なども、元来は原始キリスト教の用語法で、奇跡を施し預言をおこなう、神から授かった特殊な能力(恩寵の賜物)を指すギリシア語であり、運動が志向した19世紀のロマン主義が、最後にはカトリックへ傾斜して行ったという歴史もある。これらの点に関してまた、論文が運動の啓蒙的側面を社会的かつ政治的に考察する点に集中していることも不満に思われる。悪や死にも魅了される非合理的な要素も受け入れる、芸術的で審美的な考察と、上述したような歴史的経緯への配慮が加われば、本論文はさらに多層的で優れたものになっていたと考えられる。

とはいえ、学術論文の基本でありながらも、卓越した論文において主張を強調するためにかえって犠牲にされがちな論旨の公平性を、冒頭で述べたように本論文が高度に達成している点は称賛に値する。さらに膨大な資料を一言一句丁寧に解説する申請者の、研究に対する真摯な熱意もきわめて高く評価しなければならない。

よって、本論文は博士(人間・環境学)の学位論文として価値あるものと認める。また、令和2年8月3日、論文内容とそれに関連した事項について試問を行った結果、合格と認めた。

なお、本論文は、京都大学学位規程第14条第2項に該当するものと判断し、公表に際しては、当該論文の全文に代えてその内容を要約したものとすることを認める。

要旨公表可能日： 令和 年 月 日以降